

**消防団員雇用貢献企業  
報奨金制度における要件認定の  
申請の手引き**

令和5年4月1日

岐 阜 県

# 目 次

## <本文>

1 制度の目的	1
2 消防団員雇用貢献企業報奨金の概要	1
3 認定要件について	2
4 申請の時期	4
5 申請書類及び申請方法	4
6 申請先・お問合わせ先	5
7 認定又は不認定の通知方法	6

## <必要書類一覧>

様式第12号 消防団員雇用貢献企業報奨金制度に係る申請チェックリスト〔法人用〕	7
様式第12号 消防団員雇用貢献企業報奨金制度に係る申請チェックリスト〔個人用〕	9

## <様式集>

別記様式 消防団員雇用貢献企業報奨金交付申請書	12
参考様式例1 事業概要書	14
証明様式例1 消防団協力事業所表示制度認定証明願ひ	16
証明様式例2 市（町村）消防団員及び同団員としての活動実績の証明願ひ	18
証明様式例4 （法人用）同意書	20
証明様式例4 （個人用）同意書	22
口座振込依頼書兼債権者登録（変更）票	24

## <資料>

市町村消防団協力事業所表示制度 市町村窓口一覧	26
-------------------------	----

## 1 制度の目的

この制度は、「過疎地域における消防団員の加入促進を図るため、過疎地域の消防団員の増加に貢献した事業者に対し報奨金を交付する」ことを目的としています。

## 2 消防団員雇用貢献企業報奨金の概要

要綱の要件をすべて満たすものとして、知事の認定を受けた事業者に対して、報奨金の交付を行うものです。

### ★消防団協力事業所支援減税制度との併用が可能です。

対 象	次の要件を全て満たす法人又は個人。 なお、法人の場合、基準日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を除く。）に限る。
要 件	1 県内に事務所又は事業所（以下、「事業所等」という。）を有し、すべての事業所等が「消防団協力事業所表示制度」による市町村長から認定され、表示証の交付を受けていること。 2 申請年度の前年度の4月2日以降、県内の「過疎地域の消防団員」（過疎地域 <sup>※1</sup> の全部又は一部を管轄区域として、活動するものに限る。以下同じ。）を被雇用者等として新たに確保 <sup>※2</sup> していること。 3 消防団活動に配慮した規定（就業規則等）を整備していること。 4 事業税の対象業種であること。
内 容	①と②の合計（消防団員は過疎地域の消防団員に限る） ①新たに確保した消防団員1人につき5万円 <sup>※2</sup> ②在籍消防団員が純増している場合は、純増者1人につき5万円
基準日	申請年度の4月1日
申請期間	毎年度5月1日～7月31日 <sup>※3</sup>

※1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に定める地域（後掲）

※2 「新たに確保」とは、次のことを言います。

①被雇用者等が、新たに過疎地域の消防団員となった。

②過疎地域の消防団員が、新たに被雇用者等となった。

※3 7月31日が「岐阜県の休日定める条例」（平成元年岐阜県条例第5号）第1条に規定する県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月29日から12月31日までの期間という。）である場合、その休日後に最初に開庁日となった日を申請期限とする。

### 3 認定要件について

当該報奨金制度の認定を受けるためには、次の1から4までの認定要件を、基準日（「申請年度の4月1日」のことをいう。以下同じ。）において、すべて満たしたうえで、報奨金の申請を行います。

#### 1. 県内に事業所等を有し、かつ、その事業所等の全てが「消防団協力事業所表示制度」（※）による消防団協力事業所として市町村長から表示証の交付を受けていること。

(1) 県内の事業所等の全てが、各市町村が実施する「消防団協力事業所表示制度」による、表示証の交付を受けている必要があります。

★事業所等とは、経済活動の場所ごとの単位であり、原則として次の要件を備えているものです。

- ・経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること
- ・物の生産や販売、サービスの提供が、従業員と設備を有して、継続的に行われていること

(2) 表示証の交付を受けるには、事業所等が所在する市町村へ申請を行います。また、各市町村で定める次の「認定基準（例）」のいずれかを満たす必要があります。

##### 【認定基準の一例】

- (例1) 従業員が消防団員として相当数入団している事業所等
- (例2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (例3) 災害時に事業所等の資機材を消防団に提供する等、協力している事業所等

(3) 「消防団協力事業所表示制度」の申請手続きの方法等は、事業所等が所在する市町村の窓口へお問い合わせください。

##### ※消防団協力事業所表示制度とは

事業所の消防団活動への協力を通じ、地域防災体制の一層の充実が図られることを目的として、市町村長が消防団に協力している事業所等を「消防団協力事業所」として認定する制度です。

総務省消防庁では、地域における消防団活動への一層の理解と協力を得るために、市町村におけるこの制度の導入を推進しています。

#### 2. 申請年度の前年度の4月2日以降、県内の「過疎地域の消防団員」（過疎地域の全部又は一部を管轄区域として、活動するものに限る。以下同じ。）を被雇用者等として新たに確保していること。

(1) 「過疎地域の消防団員」とは、次のことをいいます。

- ①市町村全体が過疎地域に指定されている場合、全ての消防団員。
- ②市町村の一部が過疎地域に指定されている場合、その過疎地域を管轄する地域として活動している消防団員（過疎地域の一部を活動区域とする者を含む）。

※消防団員である従業員が過疎地域の消防団員であるか否かは、各市町村へご確認ください。

##### ～過疎地域とは～

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき指定されている地域

- ・飛騨市、郡上市、下呂市、関ヶ原町、揖斐川町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村…全域
- ・高山市…旧清見村、旧荘川村、旧久々野町、旧朝日村、旧高根村、旧上宝村
- ・関市…旧洞戸村、旧板取村、旧武儀町、旧上之保村

- ・中津川市・・・旧長野県山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村
- ・恵那市・・・旧山岡町、旧明智町、旧串原村、旧上矢作町
- ・山県市・・・旧美山町
- ・本巢市・・・旧根尾村
- ・海津市・・・旧平田町

(2) 「被雇用者等」とは、次の者をいいます。

<法人の場合>

- ・消防団協力事業所に常時勤務する法人の役員
- ・消防団協力事業所において法人が雇用する使用人（雇用保険の被保険者に限る）

<個人の場合>

- ・事業を行う個人又は青色事業専従者又は専従者
- ・個人が雇用する使用人（雇用保険の被保険者）

(3) 「新たに確保」とは、次の者をいいます。

- ①被雇用者等が、新たに過疎地域の消防団員となった。
- ②過疎地域の消防団員が、新たに被雇用者等となった。

### 3. 消防団活動に配慮した規定（就業規則等）を整備していること。

(1) 各事業所等において、使用人が消防団員として活動を行う際、賃金、労働時間その他労働条件について、他の使用人との均衡を失することのないよう、適切に配慮する旨の規定<sup>※1</sup>を、労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの<sup>※2</sup>により整備する必要があります。

※1 「賃金、労働時間その他労働条件についての、適切な配慮について」の例示

- ①賃金 従業員が消防団員であることにより不利益な取り扱いはしない。  
消防団活動を行う際に、賃金をカットしない等の配慮をしている。
- ②労働時間 従業員（消防団員）が、勤務時間中に火災や災害のため出動するなど、急を要する消防団業務に従事した場合は、「職務を免除する」、「特別休暇の対象とする」、「訓練等の参加にあつては、勤務時間の変更を行う」など。
- ③昇進関係 従業員が消防団員であることにより、昇進や昇給、配置転換等において不利益な取扱いをしない。

※2 「労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの」とは

- ①労働契約を結んでいる事業所等の場合  
⇒労働契約、労働協約、就業規則、その他事業所等内で周知されている規定等
- ②家事使用人や同居の親族のみを雇っている場合  
⇒雇用契約、その他事業所内で周知されている規定等

(2) 各事業所等で定める「就業規則」等に、消防団員の活動に配慮した事項を盛り込み、整備する必要があります。

### 4. 事業税の課税業種であること

事業税の課税業種（岐阜県税条例第38条）が交付対象となります。ご注意ください。

---

## 4 申請の時期

---

前記3の認定要件を、次の「基準日」において、全て満たしたうえで、要件認定の申請を行います。

(基準日及び申請の時期)

基準日	申請年度の4月1日
申請期間	毎年度5月1日～7月31日※

※ 申請期間終了の日が県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日など）である場合には、その休日後の最初の開庁日となる日が申請期限となります。

（例：7月31日が日曜日の場合、8月1日が申請期限）

---

## 5 申請書類及び提出方法

---

### (1) 申請書類

様式第12号「岐阜県消防団員雇用貢献企業報奨金制度に係る申請チェックリスト」のとおりです。

※チェックリストは、法人用と個人用があります。

### (2) 提出方法

申請書類の申請先への提出方法は、持ち込みとします。

郵送による提出も可能ですが、郵送による提出の場合は、「簡易書留」等により提出してください。また、後記7の返信用の封筒及び切手を同封してください。

※申請書類を郵送で提出する場合は、申請期限までに申請先の県機関に確実に届くよう日数に余裕をもったうえで行ってください。万一、申請先の県機関に申請期限までに届かない場合には岐阜県行政手続条例第7条の規定に基づき申請を拒否することとなります。（税の申告と異なり、消印日ではなく、物理的に申請先の県機関に申請書類が届いていることが必要です。）

※申請書類を受理する時間帯は、開庁日の「午前8時30分から午後5時15分まで」です。提出が午後5時15分から翌日（翌日が県の休日の場合にはその後に最初に開庁日となった日）の午前8時30分までの間に持ち込み又は郵送等により提出された場合、直近の開庁日となった日の午前8時30分に提出されたものとして取り扱います。

## 6 申請先・お問合せ先

申請者の事業所等の所在する市町村を管轄する「申請先・問合せ県機関」へ申請・お問い合わせください。

申請先・問合せ 県機関	電話番号	住所	管轄する市町村
危機管理政策課 (岐阜地域防災係)	058-272-1111	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁内	岐阜市、羽島市、各務原市、 山県市、瑞穂市、本巣市、 岐南町、笠松町、北方町
西濃県事務所 (振興防災課)	0584-73-1111	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎内	大垣市、海津市、養老町、 垂井町、関ヶ原町、神戸町、 輪之内町、安八町
揖斐県事務所 (振興防災課)	0585-23-1111	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎内	揖斐川町、大野町、池田町
可茂県事務所 (振興防災課)	0574-25-3111	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎内	美濃加茂市、可児市、 坂祝町、富加町、川辺町、 七宗町、八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町
中濃県事務所 (振興防災課)	0575-33-4011	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎内	関市、美濃市、郡上市
東濃県事務所 (振興防災課)	0572-23-1111	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎内	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所 (振興防災課)	0573-26-1111	〒509-7203 恵那市長島町正家 1067-71 恵那総合庁舎内	中津川市、恵那市
飛騨県事務所 (振興防災課)	0577-33-1111	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎内	高山市、飛騨市、下呂市、 白川村

受付時間：月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(土曜日、日曜日、12月29日～1月3日、祝祭日を除く)

<事務所等が複数ある場合>

- (1) 事業所等が複数あって、危機管理政策課又は県事務所の管轄をまたぐ場合にあっては、申請者の主たる事業所等の所在する市町村を管轄する「申請先となる県機関」へ申請してください。
- (2) 県外に本社があり県内に主たる事業所等のない場合にあっては、申請者において県税の申告を行う事業所等を主たる事業所等として申請してください。

---

## 7 認定又は不認定の通知方法

---

認定又は不認定の結果は、認定通知書又は不認定通知書により申請者へ通知します。  
通知の方法は、窓口、郵送又は電子メールのいずれかの方法により通知します。

※郵送を希望する場合は、210円分の切手を貼付した返信用角2封筒（宛名記載）を同封してください。

※郵送による通知を希望する場合、窓口交付に比べて日数がかかることをご承知ください。

（郵送事業者による郵送期間を要しますので、法人において、早めに課税申告手続きを行いたい場合には窓口交付で対応してください。）

※電子メールによる通知を希望する場合は、「様式第12号 岐阜県消防団員雇用貢献企業報奨金制度に係る申請チェックリスト」の項目No2にメールアドレスを記入してください。



# 様式第12号 岐阜県消防団員雇用貢献企業報奨金制度に係る申請チェックリスト〔法人用〕

書類を県に提出する前に、このチェックリストで確認してください。

事業所名 \_\_\_\_\_ 部署 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_

## <申請手続のチェック>

NO	手続事項	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
1	<p>申請期限終了の日（7月31日）までに、申請先の県機関へ届くよう準備できたか。</p> <p>※申請期限終了の日が県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日）である場合には、その休日後の最初の開庁日となる日を申請期限とします。</p> <p>※申請書類を郵送で提出する場合は、「簡易書留」により、申請期限までに申請先の県機関に確実に届くよう日数に余裕をもったうえで行ってください。</p> <p>万一、申請先の県機関に申請期限までに届かない場合には岐阜県行政手続条例第7条の規定に基づき申請を拒否することとなります。（税の申告と異なり、消印日ではなく、物理的に申請先の県機関に申請書類が届いていることが必要です。）</p> <p>※申請書類を受理する時間帯は、開庁日の「午前8時30分から午後5時15分まで」です。提出が午後5時15分から翌日（翌日が県の休日の場合にはその後に最初に開庁日となった日）の午前8時30分までの間に持ち込み又は郵送等により提出された場合、直近の開庁日となった日の午前8時30分に提出されたものとして取り扱います。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<p>県からの認定通知書又は不認定通知書の通知方法として、窓口交付、郵送交付又は電子メール交付のいずれを希望しますか。</p> <p>※通知書を県の窓口で受け取る場合にはチェック欄の「窓口交付」に、郵送を希望する場合は「郵送交付」に○を付け、210円分の切手を貼付した返信用角2封筒（宛名記載）を同封してください。</p> <p>※郵送交付の場合、県からは普通郵便で送付しますので、窓口交付に比べて日数がかかることをご承知ください。</p> <p>（郵送事業者による郵送期間を要しますので、早めに課税申告手続を行いたい場合には窓口交付で対応してください。）</p> <p>※電子メール交付の場合、下記欄に申請者のメールアドレスを記入してください。</p> <p>メールアドレス</p>	<p>窓口交付</p> <p>郵送交付 (返信用封筒必要)</p> <p>電子メール交付 (左記欄にメールアドレス記入必要)</p>	<input type="checkbox"/>
3	申請書類は、基準日（4月1日）時点での状態で作成されていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	この報奨金制度を利用するためには、毎年度、申請が必要になることを承知ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## <申請書類のチェック>

NO	提出書類 (補足)「 」が提出する書類を示す。	提出形態	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
1	<p>「当チェックリスト」</p> <p>・提出書類がある場合、事業主チェック欄に「レ」(無しの場合「×」)を付け、このリストを提出書類の一番上にして提出してください。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<p>「岐阜県消防団員雇用貢献企業報奨金交付申請書」(要綱別記様式)</p> <p>・代理人が事業主の委託を受けて提出する場合は、さらに「委任状」(任意様式、事業主の代表者印を押印のこと)が必要です。</p> <p>・県内すべての過疎地域の消防団員を記載していること。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	<p>「事業概要書」(任意様式)</p> <p>※事業概要書では、事業主が有する事業所等の名称、所在地等を確認してください。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<p>&lt;法人登記がある場合に提出する書類&gt;</p> <p>★「登記事項証明書」(基準日以降の日付のもの)</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	<p>「資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないものであることを証する書類」</p> <p>法人登記がある場合 (NO.4で登記事項証明書を提出する)</p> <p>法人登記がない場合 定款、寄附行為、規則、規約等 ※いずれか一つで可</p>	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	<p>&lt;市町村長へ証明願いを提出し、基準日時点で消防団協力事業所であることを証明してもらい提出してください。&gt; (全ての事業所において表示証の交付を受け、証明願いを提出する必要があります。)</p> <p>●「消防団協力事業所表示制度認定証明願い」【証明様式例1】</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 次のページに続きます。

<申請書類のチェック(続き)>

NO	提出書類 (補足)「 」が提出する書類を示す。	提出形態	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
7	<p>&lt;市町村長又は消防団長へ次の証明願いを提出し、基準日時点で消防団員であること、及び新たに確保した団員分は基準日から過去1年間、それ以外の団員は過去2年間に消防団員としての活動実績があることを証明してもらう。 なお県には”証明に必要な消防団員分”を揃えて提出してください。&gt;</p> <p>●「消防団員及び同団員としての活動実績の証明願い」〔証明様式例2〕</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	<p>&lt;常勤役員が消防団員である場合には、次のいずれかの書類を提出してください。&gt; 「社会保険(健康保険)被保険者証」の写し ※市町村発行の国民健康保険被保険者証など、勤務事業所名が記載されていないものは不可 「常勤役員に選任されていることが確認できる法人取締役会議事録」の写し 「『賞金台帳』等役員報酬の支給状況が確認できる書類」(基準日が属する日又は週又は月の支給分を含むこと。)の写し</p>	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	<p>&lt;常勤役員が消防団員であり、その者の勤務先が本社以外の事業所等である場合には、次の書類も提出してください。&gt; 「勤務先証明書」(任意様式)</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	<p>&lt;使用人が消防団員である場合には、次の書類を証明に必要な消防団員の分を揃えて提出してください。&gt; 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」の写し</p>	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	<p>&lt;消防団員としての活動に配慮している規定を確認できるものとして、次のいずれかの書類を提出してください。いずれの場合も原本証明が必要です。&gt; ※配慮規定の記載箇所のほか、配慮規定の適用対象者が記載された箇所も提出してください。 「労働契約」又は「労働協約」又は「就業規則」又は「その他使用人と使用者との間の労働条件等を定めた書面」のいずれかの写し</p>	写 (原本証明)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	<p>「同意書」〔証明様式例4〕 ・同意書は、No 7で対象となる”証明に必要な消防団員分”が必要です。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	<p>&lt;業種が事業税の課税業種であることを確認します。&gt; 「登記事項証明書」又は 「確定申告書」の写し又は「法人の設立等の申告書」の写し</p>	原本 又は 写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	<p>「口座振込依頼書兼債権者登録(変更)票」 ・必要事項を記載して、提出してください。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注1) 上記の書類は、全て基準日時点のもので作成ください。

注2) 添付していただく写しの書類はA4版サイズの用紙で提出してください。提出書類は必ずコピーをとり、控えを整理・保管しておいてください。

注3) 不明な点がございましたら、事業所の所在地を管轄する県事務所(岐阜地域は危機管理政策課 岐阜地域防災係)までお問い合わせください。

注4) 書類名の前の記号の意味: ★=法務局にて入手、●=市町村又は消防本部にて入手、■=公共職業安定所にて入手

# 様式第12号 岐阜県消防団員雇用貢献企業報奨金制度に係る申請チェックリスト〔個人用〕

書類を県に提出する前に、このチェックリストで確認してください。

事業所名 \_\_\_\_\_

部署 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

## <申請手続のチェック>

NO	手続事項	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
1	<p>申請期限終了の日（7月31日）までに、申請先の県機関へ届くよう準備できたか。</p> <p>※申請期限終了の日が県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日）である場合には、その休日後の最初の開庁日となる日を申請期限とします。</p> <p>※申請書類を郵送で提出する場合は、「簡易書留」により、申請期限までに申請先の県機関に確実に届くよう日数に余裕をもったうえで行ってください。</p> <p>万一、申請先の県機関へ申請期限までに届かない場合には岐阜県行政手続条例第7条の規定に基づき申請を拒否することとなります。（税の申告と異なり、消印日ではなく、物理的に申請先の県機関に申請書類が届いていることが必要です。）</p> <p>※申請書類を受理する時間帯は、開庁日の「午前8時30分から午後5時15分まで」です。提出が午後5時15分から翌日（翌日が県の休日の場合にはその後に最初に開庁日となった日）の午前8時30分までの間に持ち込み又は郵送等により提出された場合、直近の開庁日となった日の午前8時30分に提出されたものとして取り扱います。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<p>県からの認定通知書又は不認定通知書の通知方法として、窓口交付、郵送交付又は電子メール交付のいずれを希望しますか。</p> <p>※通知書を県の窓口で受け取る場合にはチェック欄の「窓口交付」に、郵送を希望する場合は「郵送交付」に○を付け、210円分の切手を貼付した返信用角2封筒（宛名記載）を同封してください。</p> <p>※郵送交付の場合、県からは普通郵便で送付しますので、窓口交付に比べて日数がかかることをご承知ください。（郵送事業者による郵送期間を要しますので、早めに課税申告手続を行いたい場合には窓口交付で対応してください。）</p> <p>※電子メール交付の場合、下記欄に申請者のメールアドレスを記入してください。</p> <p>メールアドレス _____</p>	<p>窓口交付</p> <p>郵送交付 (返信用封筒必要)</p> <p>電子メール交付 (左記欄にメールアドレス記入必要)</p>	<input type="checkbox"/>
3	申請書類は、基準日（4月1日）時点での状態で作成されていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	この報奨金制度を利用するためには、毎年度、認定申請が必要になることを承知ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## <申請書類のチェック>

NO	提出書類 (補足)「 」が提出する書類を示す。	提出形態	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
1	<p>「当チェックリスト」</p> <p>・提出書類がある場合、事業主チェック欄に「レ」(無しの場合「×」)を付け、このリストを提出書類の一番上にして提出してください。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<p>「岐阜県消防団員雇用貢献企業報奨金交付申請書」(要綱別記様式)</p> <p>・代理人が事業主の委託を受けて提出する場合は、さらに「委任状」(任意様式、事業主の代表者印を押印のこと)が必要です。</p> <p>・県内すべての過疎地域の消防団員を記載していること。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	<p>「事業概要書」(任意様式)</p> <p>※事業概要書では、事業主が有する事業所等の名称、所在地等を確認してください。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<p>&lt;市町村長へ証明願いを提出し、基準日時点で消防団協力事業所であることを証明してもらい提出してください。&gt; (全ての事業所において表示証の交付を受け、証明願いを提出する必要があります。)</p> <p>●「消防団協力事業所表示制度認定証明願い」【証明様式例1】</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	<p>&lt;市町村長又は消防団長へ次の証明願いを提出し、基準日時点で消防団員であること、及び新たに確保した団員分は基準日から過去1年間、それ以外の団員は過去2年間に消防団員としての活動実績があることを証明してもらおう。なお県には”証明に必要な消防団員分”を揃えて提出してください。&gt;</p> <p>●「消防団員及び同団員としての活動実績の証明願い」【証明様式例2】</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	<p>&lt;個人事業主が消防団員である場合には、次のいずれかの書類を提出してください。&gt; (当該申請日の前年分のもの。例：令和5年5月に申請する場合は、令和4年分のもの。)</p> <p>「所得税青色申告書決算書(控)」の写し</p> <p>「収支内訳書(控)」の写し</p>	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 次のページに続きます。

<申請書類のチェック(続き)>

NO	提出書類 (補足)「 」が提出する書類を示す。	提出形態	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
7	<使用人が消防団員である場合には、次の書類を証明に必要な消防団員の分を揃えて提出してください。> 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	<個人事業主の事業専従者が消防団員である場合には、次のいずれかの書類を必要な消防団員の分を揃えて提出してください。> (当該申請日の前年分のもの。例：令和5年5月に申請する場合は、令和4年分のもの。) 「所得税青色申告決算書（控）」の写し 「収支内訳書（控）」の写し 「青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書」の写し	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	<消防団員としての活動に配慮している規定を確認できるものとして、次のいずれかの書類を提出してください。いずれの場合も原本証明が必要です。> ※配慮規定の記載箇所のほか、配慮規定の適用対象者が記載された箇所も提出してください。 「労働契約」又は「労働協約」又は「就業規則」又は「その他使用人と使用者との間の労働条件等を定めた書面」のいずれかの写し	写 (原本証明)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	「同意書」〔証明様式例4〕 ・同意書は、No 5で対象となる”証明に必要な消防団員分”が必要です。	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	<業種が事業税の課税業種であることを確認します。> 「所得税青色申告決算書（控）」の写し 「収支内訳書（控）」の写し	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	「口座振込依頼書兼債権者登録（変更）票」 ・必要事項を記載して、提出してください。	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注1) 上記の書類は、全て基準日時点のもので作成ください。

注2) 添付していただく写しの書類はA4版サイズの用紙で提出してください。提出書類は必ずコピーをとり、控えを整理・保管しておいてください。

注3) 不明な点がありましたら、事業所の所在地を管轄する県事務所（岐阜地域は危機管理政策課 岐阜地域防災係）までお問い合わせください。

注4) 書類名の前の記号の意味：★＝法務局にて入手、●＝市町村又は消防本部にて入手、■＝公共職業安定所にて入手

# 様式集

別記様式（第6条関係）

岐阜県消防団員雇用貢献企業報奨金交付申請書			
			年 月 日
岐阜県知事（ 県事務所長） 様			
申請者	事業所の所在地		
	住所（個人のみ）		
	フリガナ氏名 <small>〔法人にあってはその名称及び代表者の氏名〕</small>		電話番号
岐阜県消防団員雇用貢献企業報奨金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。			
事務所又は事業所の状況	県内の全ての事務所又は事業所名	所 在 地	消防団協力事業所であることの証票の交付年月日
	基準日の前年度の4月1日の消防団員数 a	人	増えた消防団員数 (b) 人
	基準日の前年度の4月2日以降に増えた消防団員数 b	人	
	〔基準日に消防団員である者に限る〕うち法人又は個人が入団を勧めた団員数	人	
	基準日（4月1日）における消防団員数 c	人	純増した消防団員数 (c-a) 人
消防団活動に配慮する規定の整備（該当する場合は□にレを記載）		<input type="checkbox"/> 基準日において、岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例第3条第1項第4号又は第4条第1項第3号に規定する労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものを整備している。	
本申請に係る宣誓		<input type="checkbox"/> この申請書に誤り及び偽りがないことを宣誓します。報奨金交付後に基準日において第4条に定める認定要件を満たさない事実が判明した場合、速やかに報奨金を岐阜県へ返還することを併せて誓約します。	
業種欄			
（以下法人のみ記載）			
直近の基準日における資本金の額又は出資金の額		円	

※本申請書における「消防団員」は、過疎地域の全部又は一部を管轄地域として活動する者に限る。

別記様式（第6条関係）

岐阜県消防団員雇用貢献企業報奨金交付申請書			
			年 月 日
岐阜県知事（ 県事務所長） 様			
申請者	事業所の所在地	本社（店）所在地を記入してください。	
	住所（個人のみ）	個人の住所を記入してください。	
	フリガナ氏名 <small>（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</small>	個人にあっては、氏名とフリガナを法人にあっては、法人名称、代表者職氏名及びフリガナを記入してください。	電話番号
岐阜県消防団員雇用貢献企業報奨金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。			
事務所又は事業所の状況	県内の全ての事務所又は事業所名	所在地	消防団協力事業所であることの証票の交付年月日
	県内の全ての事業所又は事業所の名称と所在地について、記入してください。また、「消防団協力事業所」として表示証の交付を受けた年月日を記入してください。本社を記入する際は、事業所名の後ろに（本社）と記入してください。※県内の全ての事務所又は事業所の名称・所在地等が確認できる書類を添付してください。		
	基準日の前年度の4月2日から基準日までに新たに確保した団員数を記入してください。		
	基準日の前年度の4月1日の消防団員数 a	人	増えた消防団員数 (b)
基準日の前年度の4月2日以降に増えた消防団員数 b	人	人	
〔基準日に消防団員である者に限る〕	うち法人又は個人が入団を勧めた団員数	人	
基準日（4月1日）における消防団員数 c	人	純増した消防団員数 (c-a)	人
消防団活動に配慮する規定の整備（該当する場合は□にレを記載）	<input type="checkbox"/> 基準日において、岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例第3条第1項第4号又は第4条第1項第3号に規定する労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものを整備している。		
本申請に係る宣誓	<input type="checkbox"/> この申請書に誤り及び偽りが無いことを宣誓します。報奨金交付後に基準日において第4条に定める認定要件を満たさない事実が判明した場合、速やかに報奨金を岐阜県へ返還することを併せて誓約します。		
業種欄			
(以下法人のみ記載)			
直近の基準日における資本金の額又は出資金の額	円		

※本申請書における「消防団員」は、過疎地域の全部又は一部を管轄地域として活動する者に限る。

## 事業概要書

年 月 日(基準日)現在

商 号		
所 在 地		岐阜県
代表者役職及び氏名		
電話番号		
F A X 番号		
事業所 一 覧 ※1	事業所名	所 在 地
	(本社)	
主な事業内容		
資本金の額		円
創業年月日 ※2		年 月 日
法人成立年月日 ※2		年 月 日

※1 事業所一覧が不足する場合は、枠を適宜追加してください。

※2 該当する年月日を記載してください。



(空白ページ)

## 消防団協力事業所表示制度認定証明願

年 月 日

市(町村)長 様

住(居)所  
(所在地)

氏 名  
(法人名)  
(電話番号 )

市(町村)消防団協力事業所表示制度実施要綱第○条第○項の規定により下記の事業所が 年 月 日基準日現在で協力事業所として認定されている事業所等であることを証明願います。

### 記

事業所名	所在地	直近表示証年月日	備考

---

## 消防団協力事業所表示制度認定証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市(町村)長



### 消防団協力事業所表示制度認定証明願

年 月 日

■■■市(町村)長様

証明願を提出する市町村名を記入。

住(居)所  
(所在地)

氏名  
(法人名)  
(電話番号)

法人の場合  
「(所在地)」欄に住所を、「(法人名)」欄に法人名称及び代表者職氏名を記入

個人の場合  
「住(居)所」欄に事業所の住所を、「氏名」欄に個人事業主の氏名を記入

■■■市(町村)消防団協力事業所表示制度実施要綱第○条第○項の規定により下記の事業所が 年 月 日基準日現在で協力事業所として認定されている事業所等であることを証明願います。

基準日は申請年度の4月1日を記入

記

事業所名	所在地	直近表示証年月日	備考
消防団協力事業所表示制度の表示証の交付を受けている事業所名、所在地等を記入			

### 消防団協力事業所表示制度認定証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市(町村)長



\_\_\_\_\_市(町村)消防団員及び  
同団員としての活動実績の証明願

年 月 日

\_\_\_\_\_市(町村)長(又は消防団長) 様

住(居)所  
(所在地)

氏 名  
(法人名)  
(電話番号 )

下記の者が \_\_\_\_\_年4月1日(基準日)現在及び基準日前年度に\_\_\_\_\_市(町村)の過疎地域の消防団員であること、また、基準日から過去1年間及び基準日の前年度4月1日から過去1年間における当該消防団の消防団員としての活動実績について証明してください。

記

所属分団名	氏 名	住 所	生年月日	直近の入 団年月日	4月1日現在の在籍状況 (○×で記載*)	
					申請年度	申請年度の 前年度

- ※ ○ : 申請事業者に雇用されかつ消防団にも在籍
- × : 申請事業者に雇用されていない又は消防団に在籍していない

注1) この証明願は様式の例ですので、市町村指定様式による証明願の提出が必要となる場合があります。  
 注2) 基準日の考え方は、消防団協力事業支援減税制度と異なりますので、ご注意ください。

\_\_\_\_\_市(町村)消防団員証明書  
及び同団員としての活動実績の証明書

上記のとおり消防団員に相違ないこと、併せて、基準日から過去1年間及び基準日の前年度4月1日から過去1年間において、いずれの者も消防団員としての活動実績のあることを証明いたします。

年 月 日

\_\_\_\_\_市(町村)長(又は消防団長) 印

# \_\_\_\_\_市(町村)消防団員及び同団員としての活動実績の証明願い

年 月 日

\_\_\_\_\_市(町村)長(又は消防団長) 様

住(居)所  
(所在地)

氏 名  
(法人名)  
(電話番号 )

下記の者が \_\_\_\_\_年4月1日(基準日)現在及び基準日前年度に\_\_\_\_\_市(町村)の過疎地域の消防団員であること、また、基準日から過去1年間及び基準日の前年度4月1日から過去1年間における当該消防団の消防団員としての活動実績について証明してください。

### 記

所属分団名	氏 名	住 所	生年月日	直近の入 団	4月1日現在の在籍状況 (○×で記載※)	
					申請年度	申請年度の 前年度
					申請年度4月1日と、申請年度の前年度の4月1日に申請業者に雇用され かつ 消防団に在籍していたら「○」 そうでなければ「×」を記入	
					証明を受けようとする過疎地域の消防団員を記入	

- ※ ○ : 申請事業者に雇用されかつ消防団にも在籍
- × : 申請事業者に雇用されていない又は消防団に在籍していない

注1) この証明願いは様式の例ですので、市町村指定様式による証明願いの提出が必要となる場合があります。  
 注2) 基準日の考え方は、消防団協力事業支援減税制度と異なりますので、ご注意ください。

## \_\_\_\_\_市(町村)消防団員証明書 及び同団員としての活動実績の証明書

上記のとおり消防団員に相違ないこと、併せて、基準日から過去1年間及び基準日の前年度4月1日から過去1年間において、いずれの者も消防団員としての活動実績のあることを証明いたします。

年 月 日

\_\_\_\_\_市(町村)長(又は消防団長) 印

# 同意書

私は、雇用主である \_\_\_\_\_ が、「岐阜県消防団員雇用貢献企業  
報奨金交付要綱」における消防団協力事業所の認定を受けるに当たって、岐阜県知事が  
雇用主を通じて私の下記の個人情報を収集することについて同意します。

## 記

- 1 住所、氏名、生年月日、性別
- 2 \_\_\_\_\_市（町村）の消防団員であること及び同消防団員としての活動実績
- 3 雇用保険被保険者証・（ \_\_\_\_\_ ）等の記載の雇用保険の被保険者であること、  
雇用主の岐阜県内の事業所等に勤務していること
- 4 社会保険（健康保険）被保険者証・役員報酬支払状況確認資料・（ \_\_\_\_\_ ）  
等に記載の健康保険の被保険者であること、勤務先の岐阜県内の事業所等で常勤の役  
員として勤務していること

年 月 日

住所

ふりがな  
氏名

印

(補足) ※ 記3又は記4の内容については、岐阜県知事に提出する書類に合わせて必要に応じ適宜修正すること。

※ 氏名は、消防団員が自書（又は記名・押印）で作成すること。

# 同意書

個人情報を収集しようとする「法人名」を記入



私は、雇用主である \_\_\_\_\_ が、「岐阜県消防団員雇用貢献企業  
報奨金交付要綱」における消防団協力事業所の認定を受けるに当たって、岐阜県知事が  
雇用主を通じて私の下記の個人情報を収集することについて同意します。

## 記

下記3また下記4の内容については、岐阜県知事に提出する書類に合わせて必要に応じ適宜修正してください。

- 1 住所、氏名、生年月日、性別
- 2 \_\_\_\_\_市（町村）の消防団員であること及び同消防団員としての活動実績
- 3 雇用保険被保険者証・（ ）等の記載の雇用保険の被保険者であること、  
雇用主の岐阜県内の事業所等に勤務していること
- 4 社会保険（健康保険）被保険者証・役員報酬支払状況確認資料・（ ）  
等に記載の健康保険の被保険者であること、勤務先の岐阜県内の事業所等で常勤の役  
員として勤務していること

年 月 日

住所

個人情報の収集対象となる「消防団員」の  
自署または記名押印

ふりがな  
氏名

印

- (補足) ※ 記3又は記4の内容については、岐阜県知事に提出する書類に合わせて必要に応じ適宜修正すること。  
※ 氏名は、消防団員が自書（又は記名・押印）で作成すること。

# 同意書

私は、雇用主である.....が、「岐阜県消防団員雇用貢献企業報奨金交付要綱」における消防団協力事業所の認定を受けるに当たって、岐阜県知事が雇用主を通じて私の下記の個人情報を収集することについて同意します。

## 記

- 1 住所、氏名、生年月日、性別
- 2 \_\_\_\_\_市（町村）の消防団員であること及び同消防団員としての活動実績
- 3 所得税の青色申告決算書・収支内訳書・（ ）等の記載の雇用主が消防団員であること
- 4 雇用保険被保険者証・（ ）等の記載の雇用保険の被保険者であること、雇用主の岐阜県内の事業所等で従事していること
- 5 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出書）・所得税青色申告決算書・収支内訳書・（ ）等の記載の使用人であること又は事業専従者であること

年 月 日

住所

ふりがな  
氏名

印

- (補足) ※ 記3から記5の内容については、岐阜県知事に提出する書類に合わせて必要に応じ適宜修正すること。  
※ 雇用主が消防団員であって、この同意書を使用する場合には、波線部分を削除して使用すること。  
※ 氏名は、消防団員が自書（又は記名・押印）で作成すること。



# 同意書

個人情報を収集しようとする「事業主」の氏名を記入



私は、雇用主である が、「岐阜県消防団員雇用貢献企業  
報奨金交付要綱」における消防団協力事業所の認定を受けるに当たって、岐阜県知事が  
雇用主を通じて私の下記の個人情報を収集することについて同意します。

雇用主が消防団員であって、この同意書を使用する場合には、波線部分を削除して使用してください。

1 住所、氏名、生年月日、性別

下記3から5の内容については、岐阜県知事に提出する書類に合わせて必要に応じ適宜修正してください。

2 \_\_\_\_\_市（町村）の消防団員であること及び同消防団員としての活動実績

3 所得税の青色申告決算書・収支内訳書・（ ）等の記載の雇用主が消防団員であること

4 雇用保険被保険者証・（ ）等の記載の雇用保険の被保険者であること、雇用主の岐阜県内の事業所等で従事していること

5 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出書）・所得税青色申告決算書・収支内訳書・（ ）等の記載の使用人であること又は事業専従者であること

年 月 日

住所

個人情報の収集対象となる「消防団員」の自署または記名押印

ふりがな  
氏名

印

- (補足) ※ 記3から記5の内容については、岐阜県知事に提出する書類に合わせて必要に応じ適宜修正すること。  
※ 雇用主が消防団員であって、この同意書を使用する場合には、波線部分を削除して使用すること。  
※ 氏名は、消防団員が自書（又は記名・押印）で作成すること。

# 口座振込依頼書兼債権者登録（変更）票

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

私は、この口座振込依頼の日から1年を経過する日までの間、岐阜県から受領する代金（県税の還付金のほか個別に振込先を指定したもの〔注1〕を除く）は、全て本書の受領方法により支払いされますよう依頼します。

なお、改めて意思表示しない限り引き続き1カ年継続するものとし、以後も同様とします。

また、依頼内容に変更が生じた場合は、速やかに通知します。

※太枠内の該当項目又は変更項目について記入してください。

処理区分	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 変更 <input type="checkbox"/> 3 削除	受領方法	<input type="checkbox"/> 口座振替（下記の金融機関へ振り込んで下さい。） <input type="checkbox"/> その他（ ）
------	---	------	--

郵便番号	電話番号
—	

① 住所	都道府県名	市郡名	区町村名	大字・通称名
	漢字	都 道 府 県	市 郡	町 村
	〔 字・丁目・番地 〕 字から番地までを記入してください。【例】1丁目23番地6号			
	漢字	〔 方 書 〕 ビル名、アパート名を記入してください。		

② 氏名	〔 債権者名（法人名又は個人名） 〕 法人等について、該当する場合、別記「略語」により記入し、「口座名義人」欄にも同様に記入してください。個人氏名の場合は姓と名の間を1字空けてください。			
	カナ			
	漢字			
	漢字			
	〔 支店・営業所名 〕 支店名、営業所名を記入してください。			
	カナ			
③ 通常払	〔 公共工事の前払金の預託金融機関 〕 建設業保証会社の前金保証に基づく前金を受領する場合の預託金融機関を該当者のみ記入してください。			
	金融機関コード	店番	金融機関名	店舗名
			銀行 信託 信託 信託	行 支 店 支 店 出 張 所
	〔 口座名義人<カナ> 〕 法人の場合は、代表者の役職名及び氏名等を省略し、法人名のみ記入してください。			
④ 前金払	〔 公共工事の前払金の預託金融機関 〕 建設業保証会社の前金保証に基づく前金を受領する場合の預託金融機関を該当者のみ記入してください。			
	金融機関コード	店番	金融機関名	店舗名
			銀行 信託 信託 信託	行 支 店 支 店 出 張 所
	〔 口座名義人<カナ> 〕 法人の場合は、代表者の役職名及び氏名等を省略し、法人名のみ記入してください。			

③ 通常払	金融機関コード	店番	金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号	③金融機関確認印
			銀行 信託 信託 信託	行 支 店 支 店 出 張 所	普 通 当 座 其 他		
	〔 口座名義人<カナ> 〕 法人の場合は、代表者の役職名及び氏名等を省略し、法人名のみ記入してください。						

④ 前金払	金融機関コード	店番	金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号	④金融機関確認印
			銀行 信託 信託 信託	行 支 店 支 店 出 張 所	(別口) 普 通		
	〔 口座名義人<カナ> 〕 法人の場合は、代表者の役職名及び氏名等を省略し、法人名のみ記入してください。						

備考	
----	--

- [注1] 「個別に振込先を指定したもの」とは次のようなものです。この場合、支払元の県の機関が複数あれば、それぞれに対し提出が必要となることがあります。  
・買戻金、支援金、給付金等を受領するにあたって、この登録票によらず申請書等の定められた様式に振込先の口座を記入して県に提出したもの。  
・この登録票の上段 太枠外 氏名記入スペース下に、特定の県の機関からの支払いや、特定の事務に係る代金の支払いに限定した振込先を明記(\*)して県に提出したもの。\*もとの文「岐阜県から受領する代金（県税の還付金のほか個別に振込先を指定したもの〔注1〕を除く）は、全て本書の受領方法により支払いされますよう依頼します。」の部分を適宜修正。
- [注2] 「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を記載する場合は、押印を省略することができます。
- [注3] ③または④欄に記載がある場合は、金融機関において振込口座の内容について確認を受け、「金融機関確認印」欄に確認押印後、県へ提出してください。  
なお、預金通帳の写しを合わせて提出いただくことにより、金融機関確認を省略できます。
- [注4] 建設工事の入札参加資格者で既に登録済みの方は、③または④の振込口座を変更する場合のみ本書を提出してください。
- [注5] 長期間、県からの支払いがない場合は、本書を再度ご提出いただく場合がありますのでご了承ください。

# 注 意 事 項

- 1 この口座振込依頼書兼債権者登録票は、皆様に、より迅速かつ正確に支払いが行えるよう、県に対する債権者（予定者）として必要事項をあらかじめ申し出てください。
- 2 ペン又はボールペンで記入し、用紙の配布を受けた県の機関（本庁各課及び現地機関）へ提出してください。
- 3 申し出いただいた内容に変更を生じた場合は、変更する項目を記入し、提出してください。
- 4 口座振替の場合、口座振替案内書は特に申し出のない限りは原則として送付いたしませんので、御了承ください。なお、通帳等へは振込所属（課、事務所）のコードが記帳されます。確認方法の詳細につきましては出納管理課のホームページ（<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/suito-jimukyoku/suito/furikomi-naiyo.html>）をご参照ください。
- 5 物品等の入札参加資格申請（変更）には、この用紙は使用できません。（物品等の入札参加資格申請の詳細は、出納管理課用度係へお問い合わせください。）

## 【 記 入 例 】

県と取引（請求書等）に使用する印鑑を押してください。ただし、「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を欄外に記載する場合は、押印を省略することができます。

契約の締結、代金の受領等を委任する場合は、当該支店、営業所又は事業所等で記入してください。

カナ欄の濁点「`」、半濁点「゜」は1字として記入してください。

債権者氏名と口座名義人は、同一としてください。但し、代金の受領行為のみを第三者に委任しているために債権者氏名と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付し、「備考」欄に「委任状添付」と記入してください。

通帳を確認して金融機関コード、店番、金融機関名、店舗名、口座番号（-、符号は省略、右詰め）及び口座名義人（カナ）を記入してください。ゆうちょ銀行については、振込用の店番、預金種目、口座番号、口座名義人（カナ）を記入してください。

金融機関において、確認印をもらってください。但し、預金通帳の写し等を提出していただくことにより、確認印が不要となります。

## 《 略 語 》

### 1 法人略語、営業所略語の記入例

カナ文字略称は、略語判別表示としてカッコを付して記入してください。

- (1) 名称の初めに使うとき、先頭の「( )」は省略する。  
 (株)岐阜 → カ)キヰフ
- (2) 名称の終わりに使うとき、末尾の「( )」は省略する。  
 岐阜(株) → キヰフ(カ)
- (3) 名称の中に使うとき  
 岐阜(株)中営業所 → キヰフ(カ)ナカ(エイ)

### 2 事業略語の記入例

カッコを付さず、続けて記入してください。  
 岐阜県協同組合 → キヰフケンキョウクミ

用 語	漢字略語	カナ文字略語	用 語	漢字略語	カナ文字略語	用 語	カナ文字略語
1. 法人略語			弁護士法人	(弁)	ベン	海上火災保険	カイシ` ヨウ
株式会社	(株)	カ	有限責任中間法人	(中)	チュウ	火災海上保険	カサイ
有限会社	(有)	ユ	無限責任中間法人	(中)	チュウ	健康保険組合	ケンホ`
合名会社	(名)	メ	行政書士法人	(行)	ギョ	国民健康保険組合	コクホ
合資会社	(資)	シ	司法書士法人	(司法)	シホウ	国民健康保険団体連合	コクホレン
合同会社	(同)	ド	税理士法人	(税)	ゼイ	社会保険診療報酬支払基金	シヤホ
医療法人	(医)	イ	国立大学法人	(大)	ダイ	厚生年金基金	コウネン
財団法人	(財)	サイ	農事組合法人	(農)	ノウ	従業員組合	シ` ユウクミ
一般財団法人	(一財)	サイ				労働組合	ロウクミ
公益財団法人	(公財)	サイ				生活協同組合	セイキョウ
社団法人	(社)	シャ	2. 営業所略語			農業協同組合	ノウキョウ
一般社団法人	(一社)	シャ	営業所		エイ	農業協同組合連合会	ノウキョウレン
公益社団法人	(公社)	シャ	出張所		シユツ	経済農業協同組合連合会	ケイサ` イレン
宗教法人	(宗)	シユウ				共済農業協同組合連合会	キョウサイレン
学校法人	(学)	ク	3. 事業略語			漁業協同組合	キ` ヨキョウ
社会福祉法人	(福)	フク	連合会		レン	漁業協同組合連合会	キ` ヨレン
更生保護法人	(保護)	ホコ`	共済組合		キョウサイ	公共職業安定所	ショクアン
相互会社	(相)	ソ	協同組合		キョウクミ	社会福祉協議会	シヤキョウ
特定非営利活動法人	(特非)	トクヒ	信用組合		シンクミ	特別養護老人ホーム	トクヨウ
独立行政法人	(独)	トク	生命保険		セイメイ		

<資料>

市町村消防団協力事業所表示制度 市町村窓口一覧 (R5. 4. 1 現在)

消防団	市町村窓口	住所	連絡先
岐阜市中消防団	岐阜市消防本部 消防総務課	〒500-8812 岐阜市美江寺町 2-9	058-262-7161
岐阜市南消防団			
岐阜市北消防団			
羽島市消防団	羽島市消防本部 消防総務課	〒501-6244 羽島市竹鼻町丸の内 9 丁目 26 番地	058-392-3256
各務原市消防団	各務原市消防本部 総務課	〒504-8555 各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地	058-382-3136
山県市消防団	山県市役所 総務課	〒501-2113 山県市高木 1000 番地 1	0581-22-6820
瑞穂市消防団	瑞穂市役所 企画部市民協働安全課	〒501-0293 瑞穂市別府 1288 番地	058-327-4130
本巣市消防団	本巣市役所 総務部総務課	〒501-1292 本巣市文殊 324 番地	0581-34-5020
岐南町消防団	岐南町役場 総務部総務課	〒501-6197 羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地	058-247-1360
笠松町消防団	笠松町役場 総務課	〒501-6181 羽島郡笠松町司町 1 番地	058-388-1111
北方町消防団	北方町役場 総務危機管理課	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川 1 丁目 1 番地	058-323-1111
大垣市消防団	大垣市役所 生活環境部危機管理室	〒503-8601 大垣市丸の内 2 丁目 29 番地	0584-81-4111
神戸町消防団	神戸町役場 総務部総務課	〒503-2392 安八郡神戸町大字神戸 1111	0584-27-3111
輪之内町消防団	輪之内町役場 危機管理課	〒503-0292 安八郡輪之内町四郷 2530 番地の 1	0584-69-3117
安八町消防団	安八町役場 総務課	〒503-0198 安八郡安八町氷取 161	0584-64-3111
海津市消防団	海津市消防本部 消防課	〒503-0655 海津市海津町福岡 460-2	0584-53-0119
養老町消防団	養老町消防本部 消防課	〒503-1392 養老郡養老町高田 798 番地	0584-32-0580
垂井町消防団	垂井町役場 企画調整課 非常備消防	〒503-2193 不破郡垂井町宮代 2957 番地の 11	0584-22-1152
関ヶ原町消防団	関ヶ原町役場 総務課	〒503-1501 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58	0584-43-1110
揖斐川町消防団	揖斐川町役場 総務課	〒501-0692 揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地	0585-22-2111
大野町消防団	大野町役場 総務部総務課	〒501-0592 揖斐郡大野町大字大野 80 番地	0585-34-1111
池田町消防団	池田町役場 総務部総務課	〒503-2492 揖斐郡池田町六之井 1468-1	0585-45-3111

消防団名	担当窓口	住所	連絡先
美濃加茂市消防団	美濃加茂市役所 防災安全課	〒505-8606 美濃加茂市太田町 3431-1	0574-25-2111
可児市消防団	可児市役所 防災安全課	〒509-0292 可児市広見一丁目 1 番地	0574-62-1111
坂祝町消防団	坂祝町役場 総務課	〒505-8501 加茂郡坂祝町取組 46 番地 18	0574-26-7111
富加町消防団	富加町役場 総務課	〒501-3392 加茂郡富加町滝田 1511 番地	0574-54-2111
川辺町消防団	川辺町役場 総務課	〒509-0393 加茂郡川辺町中川辺 1518-4	0574-53-2511
七宗町消防団	七宗町役場 総務課	〒509-0492 加茂郡七宗町上麻生 2442-3	0574-48-1111
八百津町消防団	八百津町役場 防災安全室	〒505-0392 加茂郡八百津町八百津 3903 番地 2	0574-43-2111
白川町消防団	白川町役場 総務課	〒509-1192 加茂郡白川町河岐 715	0574-72-1311
東白川村消防団	東白川村役場 総務課	〒509-1392 加茂郡東白川村神土 548 番地	0574-78-3111
御嵩町消防団	御嵩町役場 総務防災課	〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1	0574-67-2111
関市消防団	関市役所 市長公室危機管理課	〒501-3894 関市若草通 3 丁目 1	0575-23-7736
美濃市消防団	美濃市役所 総務部総務課	〒501-3792 美濃市 1350 番地	0575-33-1122
郡上市消防団	郡上市消防本部 消防総務課	〒501-4221 郡上市八幡町小野 4 丁目 4-1	0575-67-1216
多治見市消防団	多治見市消防本部 消防総務課	〒507-0828 多治見市三笠町 2 丁目 21 番地	0572-22-9231
瑞浪市消防団	瑞浪市消防本部 警防課	〒509-6101 瑞浪市土岐町 112-1	0572-68-2001
土岐市消防団	土岐市消防本部 警防課	〒509-5112 土岐市肥田浅野笠神町 3-11	0572-53-0041
中津川市消防団	中津川市消防本部 警防課	〒508-0045 中津川市かやの木町 1-10	0573-66-1194
恵那市消防団	恵那市消防本部 消防課	〒509-7203 恵那市長島町正家 1015 番地 2	0573-26-0119
高山市消防団	高山市消防本部 消防総務課	〒506-0004 高山市桐生町 3 丁目 208 番地	0577-34-3792
飛騨市消防団	飛騨市消防本部 総務課	〒509-4256 飛騨市古川町高野 251-1	0577-73-6198
下呂市消防団	下呂市消防本部 消防総務課	〒509-2202 下呂市森 363-1	0576-25-6177
白川村消防団	白川村役場 総務課	〒501-5692 大野郡白川村鳩谷 517 番地	05769-6-1311